

保護者 様

長崎市こども部幼児課  
課長 島村 昭太

利用者負担額（保育料）に係る  
ふるさと納税（寄付金）控除額の取扱いについて

日頃より、本市の幼児教育・保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 30 年 1 月 16 日付け長幼児号外にて別紙【前回お知らせ】のとおりお知らせいたしました「利用者負担額（保育料）に係るふるさと納税（寄付金）控除額」の取扱いについて、国の規則改正に対する市の解釈が誤っており、結果として、ふるさと納税が行われても、保育料は減額されないことが分かりました。

つきましては、周知内容について次のとおり訂正させていただきます。

保護者の皆様には、誤った情報をお知らせしたことで、ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

なお、次のとおり正誤表を記載しておりますのでご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

1 正誤表 ※別紙の【前回お知らせ】と合わせてご確認ください。

前回 お知らせ	誤	正
①	保育料軽減措置	保育料軽減措置を目的とした改正ではありません
②	利用者負担額（保育料）を算定する市民税所得割額にふるさと納税（寄付金）控除額を追加する	すでにふるさと納税（寄附金）控除額は保育料の算定に含まれて計算されていますので、 <u>保育料が減額されるなどの変更はありません</u>
③	世帯の市民税所得割額からふるさと納税（寄付金）控除額を加算することで、世帯の市民税所得割額は減額となります	
④	調査後、再算定を行い、階層変更により、保育料が変更する場合は通知を行い、その後、還付・充当を行う	

※保護者の皆様がふるさと納税を行っても、現行の利用者負担額（保育料）の算定では、利用者負担額（保育料）が減額になることも増額になることもありませんので、ご注意ください。

【問い合わせ】  
長崎市こども部幼児課保育係  
TEL 095-829-1142